

県民の日記念事業運営業務委託仕様書

1 委託業務名

県民の日記念事業運営業務委託

2 事業主体

三重県

3 委託業務の目的

県民の日記念事業は毎年4月に様々な事業を実施しているが、令和7年度においては、令和8年に迎える三重県誕生150周年をPRするキックオフイベントとして位置づけ、実施する。

三重県誕生150周年記念事業は、「主役は子どもたち」をキーワードに、「三重県の未来を創造し、次の50年へ」をコンセプトに掲げていることから、県民の日記念事業についても、子どもたちを主役とし、子どもたちが、三重県の魅力や歩みを「知る」「楽しむ」「学ぶ」ことができる機会を創出する内容のものとする。

4 契約期間

契約締結日から令和7年5月30日（金）まで

5 委託業務の内容

(1) 県民の日記念事業の企画・運営

県が指定するタレントを起用し、子どもたちが三重県の魅力や歩みを「知る」「楽しむ」「学ぶ」ことができるイベントを実施すること。

※県が指定するタレントについては、企画提案コンペ参加資格確認申請書の提出があった事業者に対して、別途、伝えることとする。

① イベント開催日程

令和7年4月26日（土）13時から16時までとする。

② イベント会場

会場は、三重県文化会館中ホールとする。会場使用料及び附属設備利用料は県が負担することとする。

③ イベント内容の企画

以下の内容を盛り込んだイベント内容を企画・運営すること。

ア 県が指定する管弦楽団による演奏（15分程度）

イ 県が指定するタレントを起用したステージイベント（60分程度）

- ウ 県が指定する着ぐるみによる撮影会（1～3回、1回20分程度）
- エ 令和7年度に開催される日本国際博覧会及び全国豊かな海づくり大会のPR（15分程度）

④運営マニュアル等の作成

イベントの円滑な運営のため、以下の資料等を作成すること。

- ア 運営マニュアル及びタイムテーブル
- イ 会場レイアウト
- ウ 進行台本
- エ イベントプログラム（来場者配布資料）

⑤会場運営・進行管理

イベント当日の会場運営、進行管理を行うこと。

- ア 来場者の案内、受付、誘導及び参加者数のカウントの実施
- イ 全体の総括責任者の配置
- ウ 司会者の配置

司会者は同様のイベントの司会経験があり、各出演者の会話を引き立て、盛り上げ、まとめることができること。

⑥会場の設営・撤去

舞台を含む会場のレイアウト及び装飾を企画・作成し、設営及び撤去を行う。なお、装飾は三重県誕生150周年をPRするキックオフイベントと分かるものを施し、人目を引くものとする。

- ア 中ホール内の設営・撤去
- イ 案内板の設置・撤去

誘導のための案内を設置するとともに、中ホールでの催しが一目で分かる案内板を設置すること。また、当日、レセプションルームにおいて、最新デジタルツール体験イベントを実施することから、連携した案内板を設置すること。（最新デジタルツール体験イベントは別途実施することから委託には含まない。）

設置した案内板は受託者において当日中に撤去し、その処分費用は委託料の中から支出すること。

(2) 応募受付

- ・来場者は事前応募制とし、応募受付を行うこと。
- ・応募は電子による方法とFAXによる方法を確保すること。
- ・着ぐるみ撮影会についても事前応募制とし、同様の方法で応募受付を行うこと。
- ・応募受付に関する問い合わせ事務局を設置すること。

(3) その他

- ・ イベント内容に関する出演者との調整は受注者側で行うこと。
※出演者との契約及び出演料の支払は県にて行う。
- ・ 当日の写真や実施概要を掲載したイベント記録を作成すること。
- ・ 受託者が提案したイベントを盛り上げる独自の企画があれば実施すること。
- ・ 広報については、県がチラシを作成し、県ホームページや各種広報媒体を用いて周知を行う。その他、受託者が提案した効果的なPRがあれば実施すること。

6 委託費及び経費等

委託料（上限額 4,507,250 円）の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なもの（人件費、旅費、通信運搬費、報償費、資材費等）に限る。

7 納品物

- (1) 事業着手前に運営マニュアル等（5（1）④ア～エ）を提出すること
- (2) 事業終了後は完了報告書及びイベント記録を提出すること
※提出数は（1）（2）ともに2部及び電子媒体（CD-ROM等）とする。

8 納品場所

三重県 総務部 総務課

9 作成物について

- (1) 会場装飾用として使用したもの以外は原則として三重県に帰属する。
- (2) 作成した成果品等著作物は三重県に帰属し、三重県は受託者の承諾なしに自由に使用・改変・複製できるものとする。

10 費用の支払い等

イベント実施に際して必要な手続きの実施、諸費用（出演者の昼食代、著作物に係る費用等）は全て受託者の対応・負担とする。

なお、出演者の出演料、会場使用料・附属設備使用料、イベント保険に係る費用は県が負担する。

11 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を三重県と協議しながら進めるも

のとする。

- (2) 上記の協議の結果、業務実施内容が変更となる場合がある。
- (3) 業務実施内容の変更の結果、委託金額の増減があった場合は、委託業務の額の変更契約を締結することがある。
- (4) 委託期間内において、必要に応じて三重県との業務内容打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (5) 業務を行うにあたっては、関係法令及び適用基準等の法令を遵守するとともに、必要な運営管理を行うものとする。
- (6) 本仕様書の解釈に疑義が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、三重県と協議すること。

12 業務の適正な実施に関する事項

業務受託者は、業務受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規程により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

14 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ①断固として不当介入を拒否すること。
 - ②警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③委託者に報告すること。
 - ④業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受託者が(1)②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

15 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

16 個人情報取扱に関する罰則事項

委託業務を通じて取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので留意すること。

17 その他、受託上の留意点

- (1) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (2) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、(1)で規定する会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (3) 本事業を実施するにあたり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (5) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (6) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (7) 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。
- (8) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

18 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部 総務課 組織運営班 担当 吉川
TEL 059-224-2236
FAX 059-224-3170
E-mail soumu@pref.mie.lg.jp